

# 歯界展望

DENTAL OUTLOOK

# 3

VOL.117 NO.3  
MARCH 2011



## 特集

### 生活習慣病としての顎関節症のマネジメント

木野孔司・渋谷寿久・佐藤文明・石川高行  
羽毛田 匡・西山 暁・齋藤 博

## 特別企画

### 歯科臨床と歯科医師の責任 (Accountability)

藤本順平・杉森伸吉

# 広告の規制対象になるのでしょうか? … 歯科医院の広告

当院で取り扱った症例が雑誌に掲載されたので、その誌面を盛り込んだパンフレットを院内で配布する予定なのですが、広告の規制対象になるのでしょうか。

雑誌に掲載された記事については、その記事が医療法で許容された内容の範囲内である場合は、広告媒体に引用することができます。

もっとも今回の場合は、院内で配布するパンフレットですので、その受け手が現在受診している患者等に限定されるため、医療法における規制の対象（広告媒体）にはあたりません。したがって、掲載記事を引用したパンフレットを院内で配布することは問題ありません。

## 1. 医療法上の広告規制

### (1) 広告規制の趣旨

歯科医療は患者の健康に深くかかわるため、不当な広告によって不適当な治療を受けた場合の被害は大きい反面、広告の受け手（患者）が広告内容から実際の歯科医療の質を判断するのは困難です。歯科医療に関する広告は、患者となる利用者の保護のため、「医療法」で規制されており、広告内容を自由に決めることはできません。

### (2) 広告の定義

「医療法」で規制の対象となる歯科

医療に関する広告は、次の3つの要件をすべて満たすものを言います（表1）。

- ①患者の受診等を誘引する意図があること
  - ②歯科医業を提供する者の氏名もしくは名称または診療所の名称が特定可能であること
  - ③一般人が認知できる状態にあること
- なお、これらの要件は実質的に判断されるので、「これは広告ではありません」といった表現を加えたとしても回避できるものではありません。

また、一般の人がその情報を全体的に見て、暗示的・間接的に広告である

と認識するものは規制の対象となります。たとえば、広告媒体に新聞・雑誌等の記事を引用または掲載する場合、医療法上、広告が認められてない事項を内容とする記事の引用や、新聞・雑誌で紹介された旨の記載はできないものとされています。

## 2. 広告可能な事項

### (1) 広告可能な具体的事項

歯科医療の広告に許される事項としては、その客観性・正確性を確保するため、①歯科医師であること、②診療科名、③診療所の名称・電話番号・住所、④診療日・診療時間、⑤保険医療機関等であること、⑥歯科医師等の員数、診療所の構造設備、⑦歯科医師の氏名・年齢・性別・役職・略歴、⑧診療所の管理または運営に関する事項、⑨紹介可能な他の医療機関の名称、他の医療機関との連携に関する事項など、医療法に規定されているものに限られており、それらの事項以外は広告することはできません（表2）。

また、「医療法」は、虚偽広告、比較広告、誇大広告、客観的事実を証明できない内容の広告、公序良俗に反する内容の広告を禁止しています。

### (2) 広告可能事項の表現方法

「医療法」によって広告可能とされている事項については、文字だけでな

表1 広告媒体の具体例

広告に該当するもの	広告に該当しないもの
<ul style="list-style-type: none"> <li>ポスター、看板、ネオンサイン</li> <li>ダイレクトメール</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学会や専門誌等で発表される学术论文、ポスター、講演</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>費用を負担して新聞や雑誌等に掲載した記事</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新聞や雑誌等での記事</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>チラシ、パンフレット</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>院内掲示、院内で配布するパンフレット</li> <li>患者等からの申し出に応じて送付するパンフレット</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>当該医院からの依頼等に基づいて作成された手記</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>体験談、手記</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>電子メール</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>患者等からの申し出に応じて送付する電子メール</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>インターネット上のバナー広告</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>インターネット上のホームページ</li> </ul>

表2 広告可能・禁止事例

可能事例	禁止事例
<ul style="list-style-type: none"> <li>診療科名：「歯科」「小児歯科」「矯正歯科」「歯科口腔外科」「小児矯正歯科」</li> <li>診療所の建物の写真</li> <li>診療所の平均待ち時間</li> <li>ホームページアドレス、電子メールアドレス</li> <li>保険診療の診療報酬点数表に規定された処置による治療方法</li> <li>治療結果に関する分析を行っていること、分析結果を提供していること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>診療科名：「インプラント科」「審美歯科」</li> <li>専門家の談話の引用、成功率・治癒率等の治療効果</li> <li>「日本有数の～」「県内一の～」などの表現により、他の診療所と比較していること</li> <li>「絶対安全な手術」など医学上ありえない虚偽内容であること</li> <li>「知事の許可取得の診療所」など知事の許可が特別な許可のように強調していること</li> </ul>

く、写真、イラスト、映像または音声などによる表現も可能で、広告の受け手にわかりやすい表現や説明を加えることが望ましいとされています。

### 3. 違反広告

#### (1) 罰則

広告が医療法に違反している場合は、まず都道府県等の監督官庁より広告の中止や内容の修正といった行政指導が行われ、それでも是正されない場

合は中止命令または是正命令がなされます。それでも、歯科医院が中止命令・是正命令に従わない場合、または虚偽広告を行った場合は告発され、罰則を受けることとなります。

また、悪質な違反広告については、診療所の開設許可の取消または診療所の閉鎖命令といった行政処分がなされることもあります。

#### (2) 他の法律の規制との関係

歯科医療に関する広告の規制事項

は、同時に「不当景品類及び不当表示防止法」や「薬事法」における規制事項に該当する場合もあり、違反広告は他の法令での処分の対象となることがあります。

#### (3) 事前の確認

広告を行うに際して、その内容等が違反しているか疑問や不安があるような場合には管轄の保健所や医療安全支援センターの相談窓口で、あらかじめ確認しておくことをお勧めします。